

新潟県公安委員会規則第4号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 新潟県警察署協議会運営規則（平成13年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
警察署協議会の名称	委員定数	警察署協議会の名称	委員定数
新潟中央警察署協議会	15	新潟警察署協議会	11
(略)		新潟中央警察署協議会	11
		(略)	

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第2条 新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後	改正前
(警務部の分課)	(警務部の分課)
第2条 警務部に、次の課及び室を置く。	第2条 警務部に、次の課及び室を置く。
(略)	(略)
<u>情報技術企画課</u>	<u>情報管理課</u>
(警務課)	(警務課)
第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 組織の構造改革に関すること。</u>	(5) (略)
<u>(6) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(7) (略)</u>	<u>(7) (略)</u>
<u>(8) (略)</u>	<u>(8) (略)</u>
<u>(9) (略)</u>	<u>(9) (略)</u>
<u>(10) (略)</u>	<u>(10) (略)</u>
<u>(11) (略)</u>	<u>(11) (略)</u>
<u>(12) (略)</u>	<u>(12) (略)</u>
<u>(13) (略)</u>	<u>(13) (略)</u>
<u>(14) (略)</u>	<u>(14) (略)</u>
<u>(15) (略)</u>	<u>(15) (略)</u>
<u>(16) (略)</u>	<u>(16) (略)</u>
<u>(17) (略)</u>	<u>(17) (略)</u>
<u>(18) (略)</u>	<u>(18) (略)</u>
<u>(19) (略)</u>	<u>(19) (略)</u>
<u>(20) (略)</u>	<u>(20) (略)</u>
<u>(21) (略)</u>	<u>(21) (略)</u>
<u>(22) (略)</u>	<u>(21) (略)</u>
(情報技術企画課)	(情報管理課)
第10条 <u>情報技術企画課</u> においては、次の事務をつ	第10条 <u>情報管理課</u> においては、次の事務をつかさ

かさどる。

- (1) 情報技術の活用による警察活動の高度化及び合理化に関すること。
- (2) 情報システムの企画、調査及び研究に関すること。
- (3) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) 情報システムを利用した照会業務に関すること。

(生活安全部の分課)

第11条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課
人身安全・少年課

生活保安課
サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) (略)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(人身安全・少年課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (8)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(人身安全・少年課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (16) (略)
- (17) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (18) (略)
- (19) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)の施行に関すること(人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。)。
- (20) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の施行に関すること(生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (21) (略)

(人身安全・少年課)

第13条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

どる。

- (1) 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究並びに情報管理システムの運用及び開発に関すること。
- (2) 事務能率の増進に関すること。
- (3) 情報管理システムによる照会及び登録に関すること。

(生活安全部の分課)

第11条 生活安全部に、次の課を置く。

生活安全企画課
人身安全対策課
少年課
生活保安課
サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(6) (略)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(生活保安課及び少年課の所掌に属するものを除く。)。
- (8)～(14) (略)
- (15) 新潟県迷惑行為等防止条例(平成12年条例第52号)の施行に関すること(人身安全対策課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。)。
- (16) (略)
- (17) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること。
- (18) (略)
- (19) (略)

(人身安全対策課)

第12条の2 人身安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(8) (略)

(9) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律に規定する犯罪の捜査に関すること。

(10) (略)

(11) 少年非行の防止に関すること。

(12) 少年指導委員に関すること。

(13) 少年の補導に関すること。

(14) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(15) 少年犯罪の捜査に関すること。

(16) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(17) 少年相談に関すること。

(18) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(19) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(20) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の施行に関すること。

(21) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の施行に関すること。

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(9) (略)

(少年課)

第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 少年非行の防止に関すること。

(2) 少年指導委員に関すること。

(3) 少年の補導に関すること。

(4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(5) 少年犯罪の捜査に関すること。

(6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(7) 少年相談に関すること。

(8) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(9) 少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(10) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の施行に関すること。

(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の施行に関すること。

(生活保安課)

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(14) (略)

(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること（人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) (略)

(機動捜査隊)

第26条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 警察署の業務支援に関すること（刑事部各課の所掌に属する事務に限る。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、本部長の命ずる事件の捜査に関すること。

(交通機動隊)

第32条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 機動力を用いた交通取締り（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に関すること。

(2) 警察署の業務支援に関すること（交通部各課及び運転免許センターの所掌に属する事務に限る。）。

2 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、人身安全・少年課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

(警察署長)

第55条 警察署長（以下「署長」という。）には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。

2 署長は、法第53条第3項に規定する職務を行う。

(副署長等)

(1)～(14) (略)

(15) 新潟県迷惑行為等防止条例に規定する犯罪の捜査に関すること（人身安全対策課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) (略)

(機動捜査隊)

第26条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長の命ずる事件の捜査に関すること。

(交通機動隊)

第32条 交通機動隊においては、機動力を用いた交通取締り（高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に関する事務をつかさどる。

2 (略)

(分駐隊等)

第40条 留置管理課、人身安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、方面隊又は出張所を置く。

2 (略)

(分庁舎)

第55条 警察署に、その事務の一部を分掌する分庁舎を置くことができる。

2 分庁舎の名称及び位置については、別に定める。

第56条 警察署に、副署長又は次長を置く。

2 副署長には警視の階級にある警察官を、次長には警部の階級にある警察官を充てる。

3 副署長又は次長は、署長の命を受け、署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第57条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には警視の階級にある警察官を充てる。

3 会計官は、上司の命を受け、会計に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

4 地域官は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

5 刑事官は、上司の命を受け、犯罪捜査に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

(課)

第58条 (略)

2 警察署の課に、課長を置く。

3 (略)

4 (略)

第59条 (略)

(警察署分庁舎)

第60条 警察署に、警察署分庁舎を置くことができる。

2 警察署分庁舎に、分庁舎所長を置く。

3 (略)

4 分庁舎所長は、上司の命を受け、警察署分庁舎の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課)

第56条 (略)

2 (略)

3 (略)

第57条 (略)

(警察署長)

第58条 警察署長(以下「署長」という。)には、警視正又は警視の階級にある警察官を充てる。

2 署長は、法第53条第3項に規定する職務を行う。

(副署長等)

第59条 警察署に、副署長又は次長を置く。

2 副署長には警視の階級にある警察官を、次長には警部の階級にある警察官を充てる。

3 副署長又は次長は、署長の命を受け、署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(分庁舎所長)

第59条の2 分庁舎に、分庁舎所長を置く。

2 (略)

3 分庁舎所長は、上司の命を受け、分庁舎の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には

警視の階級にある警察官を充てる。

- 3 会計官は、上司の命を受け、会計に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 地域官は、上司の命を受け、地域警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 刑事官は、上司の命を受け、犯罪捜査に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	企画室	第5条第3号、第4号及び第7号から第9号までに掲げる事務
	組織構造改革室	第5条第5号及び第6号に掲げる事務
	犯罪被害者支援室	第5条第18号から第21号までに掲げる事務
(略)		
情報技術企画課	照会センター	第10条第5号に掲げる事務
(略)		
人身安全・少年課	人身安全緊急対処センター	(略)
	少年サポートセンター	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
人身安全・少年課	(略)	
(略)		
機動捜査隊	(略)	
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	企画室長	(略)

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	企画室	第5条第3号から第8号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室	第5条第17号から第20号までに掲げる事務
	新潟中央警察署準備室	新潟中央警察署開署準備に関する事務
(略)		
情報管理課	照会センター	第10条第3号に掲げる事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全緊急対処センター	(略)
	少年サポートセンター	
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
留置管理課	(略)	
	上越支所	上越市
人身安全対策課	(略)	
(略)		
機動捜査隊	(略)	
	上越分駐隊	上越市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	企画室長	(略)

	組織構造改革室長	組織構造改革室に関する事務
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
情報技術企画課	情報企画官	第10条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第3号及び第5号に掲げる事務
(略)		
人身安全・少年課	人身安全対策官	第13条第1号から第10号までに掲げる事務
	人身安全緊急対処センター長	(略)
	少年保護対策官	第13条第11号から第21号までに掲げる事務（少年事件捜査指導官の分掌に属する事務を除く。）
	少年事件捜査指導官	(略)
	少年サポートセンター長	(略)
(略)		
刑事総務課	(略)	
	適正捜査指導官	刑事警察の業務

	人事管理官	第5条第9号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	(略)	
	新潟中央警察署準備室長	新潟中央警察署準備室に関する事務
(略)		
情報管理課	情報企画官	第10条第1号に掲げる事務のうち所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究に関する事務並びに同条第2号に掲げる事務
	情報システム管理官	第10条第1号に掲げる事務のうち情報管理システムの運用及び開発に関する事務並びに同条第3号に掲げる事務
(略)		
人身安全対策課	人身安全対策官	第12条の2に掲げる事務
	人身安全緊急対処センター長	(略)
少年課		
	少年事件捜査指導官	(略)
	少年サポートセンター長	(略)
(略)		
刑事総務課	(略)	
	刑事指導官	刑事警察の業務

	指導、教養、企 画調整及び適正 捜査に関する事 務
(略)	
(略)	

	指導、教養及び 企画調整に関す る事務
(略)	
(略)	

別表第4 (第58条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟中央 長岡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)	
新潟西 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の

		厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟潟西警察署に限る。）			所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新発田	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務			
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務			
	留置管理課	警察本部警務部留置管理課の所掌に属する事務			
	生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務			
	地域課	警察本部地域部地域課			

		及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号（行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。）に掲げる事務			
	胎内市地域連携課	胎内市との連絡調整並びに胎内市の区域内における業務運営の総合的な企画及び調整に関する事務			
	刑事課	警察本部刑事部各課の所掌に属する事務			
	交通課	警察本部交通部各課及びセンターの所掌に属する事務			
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域課の分掌に属する事務を除く。）			
新潟東 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）	新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する

		事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務			事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。)	新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務
	(略)			(略)	
津川	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報技術企画課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務			

	並びに警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務	
会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務	
刑事生活安全課	警察本部生活安全部各課及び刑事部各課の所掌に属する事務	
地域交通課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務、交通部各課及びセンターの所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号（行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。）に掲げる事務	
警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域交通課の分掌に属する事務を除く。）	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（警察署協議会の委員の任期の特例）
- 2 新潟警察署と新潟中央警察署の統合に伴い、新たに新潟中央警察署協議会の委員に委嘱される者の任期は、令和9年5月31日までとする。